資料－４

公共サービス改革法第１５条において準用する第１０条の欠格事由のうち暴力団排除に関する警察庁への意見徴収

中 部 地 方 整 備 局

総務部　契約課

１．入札・契約手続き等の概要

制度の概要

平成23年度より、発注者支援業務等（＊）に係る入札が、**「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」**（平成１８年法律第５１号）（以下「法」という。）第2条第7項に規定する**民間競争入札の対象**になりました。

（＊）発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいいます。

【参考】
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）抜粋
第2条（定義）
7　この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。
一　公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの
二　第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節規定により行われるもの

通常の業務と手続きが異なる点

Ⅰ　**暴力団排除に関する欠格事由として競争参加資格に以下の要件を追加。**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（**法第10条第4号**）

○営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの（**法第10条第6号**）

○法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（**法第10条第7号**）

○暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者（**法第10条第8号**）

○その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前各号のいずれかに該当する者（**法第10条第9号**）

Ⅱ　**契約の相手方が暴力団排除に関する欠格事由に該当する疑いがある場合の取扱い。**

○契約締結後に暴力団排除に関する欠格事由に該当することが確認された場合には、当該契約を解除することになります（契約における解除事由の一つとして契約書に記載）。

２．入札参加事業者が作成する書面等（１／２）

入札参加事業者が作成する書面等の作成方法、提出時期、提出先及び提出方法等は以下のとおりとなっております。なお、①～③の様式は中部地方整備局ホームページからも入手可能。
http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/keiyaku.htm
（注）平成24年度とは提出書類が異なっていますので注意をお願いします。

①誓約書
・作成媒体：書面（発注案件毎に作成）
・提出時期：競争参加資格確認申請書提出時（競争参加資格確認資料の一部として提出）
・提出先　：各事務所（発注機関）
・提出方法：電子入札システム（ただし、3MBを超える場合等については、入札説明書に記載のとおり）
・その他　：入札参加事業者が設計共同体であるときは、当該設計共同体及びすべての構成員の連名による誓約書を提出

②意見聴取対象者に係る確認用電子データ
・作成媒体：電子データ（電子メールの添付資料として送信）
・提出時期：入札説明書等で指定した期限
・提出先　：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）
・提出方法：電子メール（keiyaku@cbr.mlit.go.jp）
・その他　：記載内容に不備等があった場合には、当該資料について再提出可能
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

③入札参加事業者確認資料送付書
・作成媒体：書面
・提出時期：入札説明書等で指定した期限（提出時に②の内容を印刷したものを添付するとともに、②を記録したCD－Rを一緒に提出する。）
・提出先　：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）
・提出方法：郵送（郵送は、簡易書留郵便に限る。）による。
・その他　：入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

２．入札参加事業者が作成する書面等（２／２）

【注意事項】
１　「①誓約書」は、各発注案件毎に作成・提出する必要があります。
２　「②確認用電子データ」「③入札参加事業者確認資料送付書」及びは、各発注案件毎に作成・提出する必要は無く、中部地方整備局が平成25年度に発注する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても1度提出すれば足ります。
３　提出内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は、再度②③の資料の提出が必要になります。
４　警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合があります。

誓約書

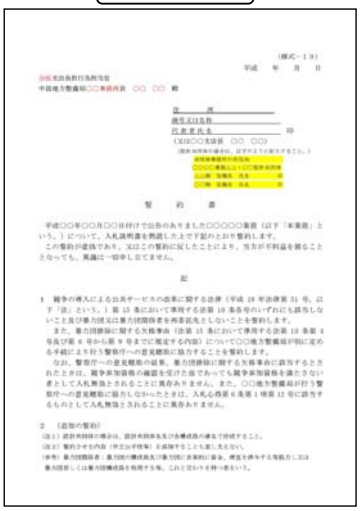

入札参加事業者確認資料送付書

確認用電子データ

3．警察庁への意見聴取フロー

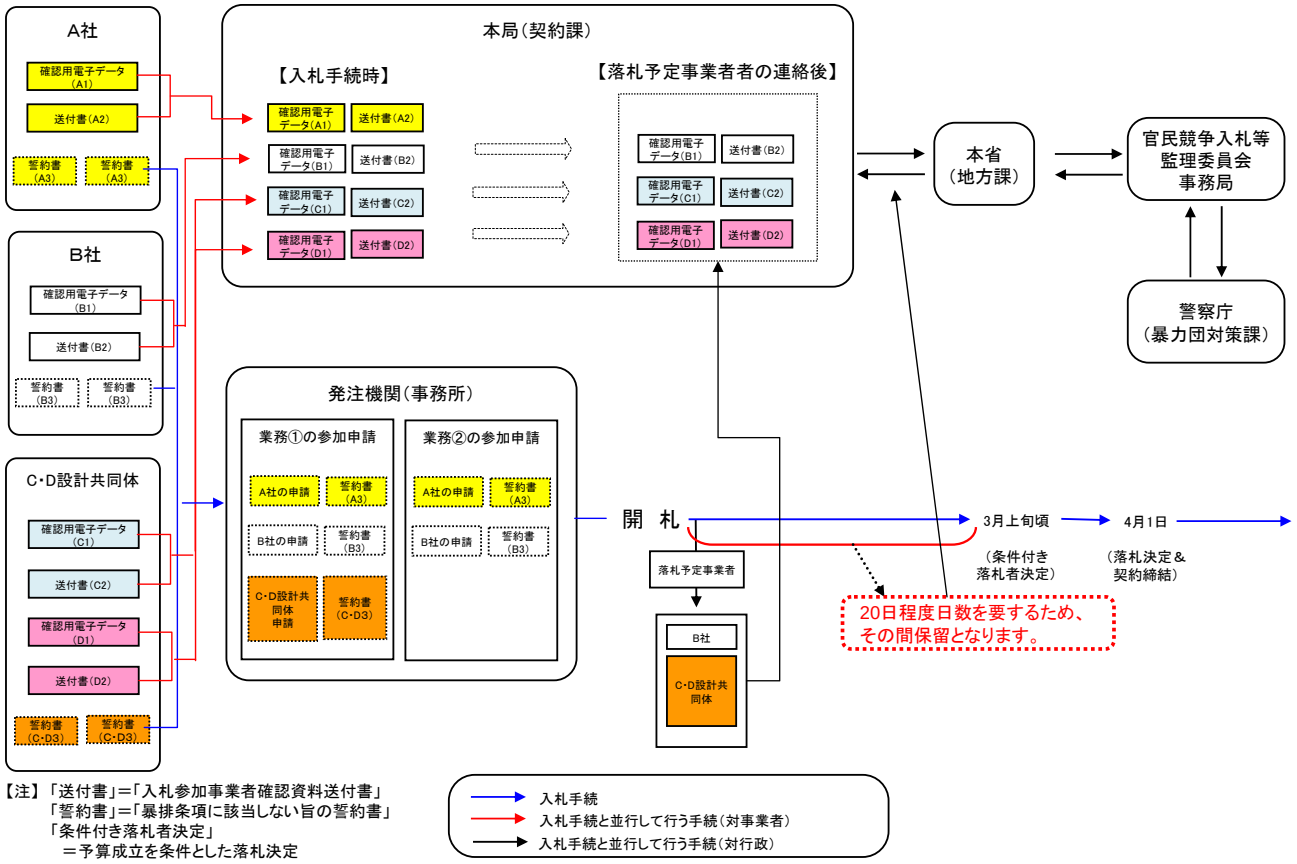

【注】「送付書」＝「入札参加事業者確認資料送付書」
「誓約書」＝「暴排条項に該当しない旨の誓約書」
「条件付き落札者決定」
＝予算成立を条件とした落札決定

4．手続き全般にわたる注意事項等（１／２）

警察庁への意見聴取手続きに係る注意事項等について、以下のとおりまとめましたので手続きの参考としてください。

①入札契約権限を支店長等に委任している場合における誓約書等の差出人（名義）等について

→　全国規模の会社等においては、入札契約権限を支店長等に委任しているケースがありますが、このような場合には、誓約書等の差出人（名義）は、支店長名等としたうえで、記載内容については本店（委任者）を含める形で記載してください。

②「誓約書」の提出を忘れた場合には、どうなりますか。

→　指定された期限までに提出が無い場合には、競争参加資格がないものとなりますので、注意してください。

③「誓約書」、「入札参加事業者等確認書」及び「確認用電子データ」の提出回数を教えて下さい。

→　平成25年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いますので、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても1度の提出でかまいません。ただし、提出した資料に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は、再度の資料の提出が必要になります。

④「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の記載内容に誤謬等があった場合の対応について教えて下さい。

→　これらの書面等については、競争参加資格確認資料と切り離して徴収することとしておりますので、記載内容等に誤謬等があった場合の修正については可能としております。

また、記載されたこれらの書面等の内容について、中部地方整備局総務部（契約課）から確認を行うための電話等を行うことがあります。

＊誓約書については、競争参加資格確認資料の一部として取り扱うこととなります。

４．手続き全般にわたる注意事項等（２／２）

⑤警察庁への意見聴取について

→　開札後、落札予定事業者についてのみ警察庁へ意見聴取を行います。意見聴取には20日程度期間がかかりますのでその期間は「入札保留」となりますので注意してください。意見聴取の結果が来次第、「条件付き落札者決定」を行います。

「条件付き落札者決定」　＝予算成立を条件とした落札決定

⑥警察庁への意見聴取手続きに係る問い合わせ窓口について教えてください。

→　中部地方整備局　総務部　契約課　調査係
郵便番号 460－8514
住所　愛知県名古屋市中区三の丸2－5－1（名古屋合同庁舎第2号館）
TEL　052－953－8138（内線2512、2521）
電子メールアドレス　keiyaku@cbr.mlit.go.jp
なお、警察庁への意見聴取手続き以外の問い合わせについては、入札説明書等に記載されている照会窓口を参考としてください。